

ご家族の扶養実態調査について

健保組合は、健康保険法により家族の扶養実態調査を毎年実施するよう定められています。ムラタ健保組合でも毎年実施していますが、国内関係会社の健保統合により加入者が大幅に増加したため、昨年度より保険証の記号で分類して実施しています。

- 2018年度の調査対象者(2018年度にムラタ健保に加入した事業所)
保険証の記号: 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33
- 2019年度の調査対象者(MMC及び2019年度にムラタ健保に加入した事業所)
保険証の記号: 1, 5, 6, 7, 34, 35, 36(今秋に計画しています)



昨年度扶養実態調査に協力いただいた皆さん、有難うございました。今年度は、MMC、FMC、TOKの方を中心に調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

健保組合の運営は、皆さんと会社が納めた保険料収入で成り立っています。(P7参照)
被保険者(本人)が納める保険料は、被扶養者(家族)の有無により差はありませんが、被扶養者の保険給付(医療費負担)や保健事業(人間ドック・健診など)の費用は保険料全体で賄っています。
本来は被扶養者の要件に該当しない方が健保組合に加入していると、医療費だけでなく、加入者数で決まる納付金の増加にも直結する(P8参照)ため、健保財政に大きな影響を与え、将来的には保険料の引き上げにつながる恐れがあります。
そこで、手続き漏れにより本来扶養から外れる方がいないかなど、扶養状況の確認を行います。

ムラタ健保組合では、Webシステムを使用して扶養実態調査を行っています。案内書を良く確認してWeb回答と必要書類の提出をお願いします。



扶養条件から外れた場合は、速やかに申請をお願いします。

- お子様が就職や結婚した
 - 配偶者が就職した(パート収入が増えた)
 - 子供を扶養しているが、配偶者の収入が増え、年間収入が逆転した
- (夫婦共働きの場合、子供は年間収入の多い方が扶養することが原則になっています)



家族の扶養

- 家族を扶養にいれるとき
- 家族を扶養からはずすとき

※画面は開発中のものであり、実際のものとは異なる場合があります

被扶養者の認定要件の詳細は、

健保ホームページを参照ください



<http://www.murata-kenpo.or.jp/>

健保組合のホームページをリニューアルしました

スマートフォンでもより見やすく!



※画面は開発中のものであり、実際のものとは異なる場合があります

検索機能で
必要な書類や知りたい情報を
調べやすくなりました

今までよりも見やすく、調べやすいサイトへ

- こんな時には・・・
- 申請書類のダウンロード
 - 結婚したので家族を扶養に入れたい
 - 病気、ケガをした
 - 家族健診について
 - KenCoMの登録方法 など

ぜひ新しくなった
健保組合ホームページをご確認ください
<http://www.murata-kenpo.or.jp/>

健保統合完了! 村田製作所健保組合 国内グループ会社の保健事業を統合しました

村田製作所健康保険組合は、2018年3月1日付、4月1日付、10月1日付で、別々の健康保険組合から23社を編入統合し、2019年4月1日付で、福井村田製作所健保と東光健保を合併統合し、国内関係会社のすべてを村田健保の適用事業所として統合完了しました。これにより、総加入者数 66,200人(被保険者 33,700人、扶養家族 32,500人)となり、全国で約1400の健保組合がある中でベスト100に入る大規模健保組合となりました。

今回の統合プロジェクトを進めるにあたり、村田製作所ならびに関係会社各事業所のスタッフの皆さまや労働組合他関係各位のご理解とご協力をいただき、何とか当初目標どおりに統合を終えることができましたことに対し、心から感謝申し上げます。

統合後は、国内グループ内で統一した医療保険サービスを提供することや、被保険者(社員)とご家族の健康維持・増進と生活の安定を図り、心身ともに健康でいきいきと生活し働くというムラタの健康経営の目指す姿に向けて、事業主(会社)と健康保険組合が連携(コラボ)して、取り組んでいきたいと考えています。また、同時に皆さんにはきちんと健診を受けてその事後指導や特定保健指導を受けていただき、必要な場合は早期治療を行うなど、日頃からヘルスリテラシーを高め、各自の健康自律を改めてお願いしたいと思います。

村田製作所健康保険組合 常務理事 家治忠弘